

法人化を検討されている事業主様 法人事業所は健康保険の適用除外申請が必要です

法人事業所または従業員を常時5人以上雇用する個人事業所は、社会保険(健康保険と厚生年金)の強制適用となります。

ただし、**すでに職能国保に加入している個人事業所が、法人になった日等から14日以内に年金事務所へ健康保険適用除外(厚生年金保険被保険者取得届は5日以内)を申請、承認を受けることにより職能国保に残ることができます。**

健康保険の適用除外が認められない場合は、全国健康保険協会管掌健康保険が適用されますので、法人化を検討されている方は、当組合へご相談ください。**年金事務所への届出が法人になった日等から14日を超えたときは、健康保険の適用除外が認められず職能国保には残れません。**必ず、期限内の申請が必要になります。

国保だより

国保組合事務局
TEL 03-3260-6441
FAX 03-3260-7534

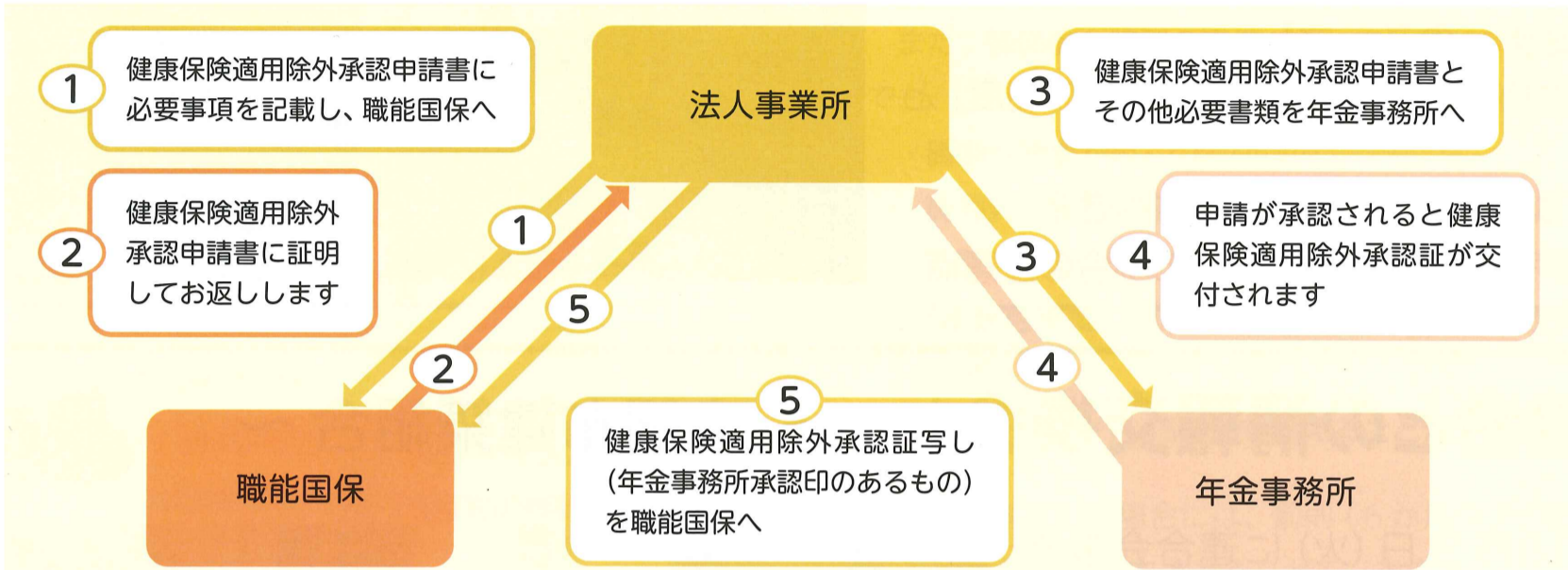


《加入者数》

組合員	2,082人
家族	2,160人
後期高齢者組合員	132人
計	4,374人

(2023年9月末現在)

適用除外手続きの流れ



健康サポート

- 生活習慣病とは
- 理想的な食生活とは
- 検査値の見方について
- 健康だより

詳しくはこちら

職能国保のホームページを是非ご活用ください!

最新のお知らせ等を随時、ご案内しております。新たに「健康サポート」のコンテンツを作成し、健康に関する情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

東京建設職能国民健康保険組合 ホームページ
URL: <https://www.kenshoku-kokuho.or.jp>



保険料の納入は期日までにご協力をお願いします

お知らせ

がん郵送検診の 申込期限について

20歳以上の女性の方には直接当組合から、40歳から74歳の方には特定健診の受診券と共に送付しておりました大腸がん・子宮頸がんの申込期限が、

**2023年12月31日
投函分まで**

となっております。
お早めのお申し込みをお願い致します。

インフルエンザ予防接種者に対する助成のご案内

対象接種期間

令和5年10月1日～
令和6年3月31日

補助金額

2,000円を限度

(小学校6年生以下の子が2回接種し、2回分を同時に申請した場合は4,000円を限度)

※経鼻インフルエンザワクチンは助成の対象となりません



届出は必ず

14日以内にお願ひします

次のようなときは、所属する支部組合へ必ず届出をしてください。

【国保に入る場合】

- ・子供が生まれたとき
- ・他の健康保険をやめたとき等

【国保をやめる場合】

- ・死亡したとき
- ・他の健康保険に入ったとき等

【その他の場合】

- ・引越し等で住所が変わったとき等

支部組合紹介

私が組合長です

首都圏建築組合
黒川 修 (理事)

世田谷中小建設業協会
持丸 純也

東京都豊工業協同組合
福田 友郎

京浜工業塗装協同組合
黒坂美喜雄

練馬建設事業組合
黒田 國男

一般社団法人
西部建設厚生協会
植島 清春

城南建設組合
宮澤 正倫

東調布建設組合
宮崎 肇

小岩建築協同組合
川上 行男

東京造園業組合
榎本 好男

一般社団法人
代々木建設組合
名越 実